



協会けんぽ

くまもとだより

事業主さまをはじめ皆さまへご回覧ください

## 未治療の方への受診勧奨について

～令和6年4月以降に健診を受けた方から受診勧奨対象者を拡大します～

協会けんぽでは、健診結果(血圧、血糖、脂質)で「要治療」「要精密検査」等と判定されながら医療機関を受診していない方に対して医療機関への受診勧奨を行っています。

より多くの加入者の重症化を予防する観点から令和6年4月以降の健診受診者より受診勧奨対象者を拡大します。

※対象の方には健診受診の半年後に、ご案内をご自宅へお届けするため、令和6年4月に健診を受けた方に対する医療機関への受診勧奨は令和6年10月より開始します。

令和6年4月以降に健診を受けた方に対する医療機関への受診勧奨は以下の①～③のすべてに該当する方に実施します。

- 1 ①～④のいずれかの健診を受診された方
  - ① 生活習慣病予防健診を受診した方
  - ② 特定健診を受診した方
  - ③ 定期健康診断の結果をご提出いただいた方
  - ④ 任意継続保険に加入していて上記①～③のいずれかに該当する方

※②～④が受診勧奨対象者の拡大により追加する対象者です。

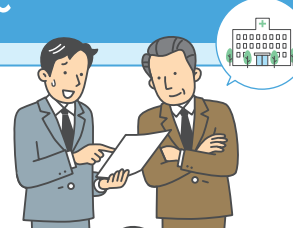
- 2 健診受診前1ヵ月および健診受診後3ヵ月以内(健診受診月を含む)に、医療機関への受診が確認できない方

- 3 以下の基準のうち、いずれか1つでも該当する方

| 血圧        |           | 血糖         |        | 脂質         |
|-----------|-----------|------------|--------|------------|
| 収縮期血圧     | 拡張期血圧     | 空腹時血糖      | HbA1c  | LDLコレステロール |
| 160mmHg以上 | 100mmHg以上 | 126mg/dL以上 | 6.5%以上 | 180mg/dL以上 |

事業所様へ2つお願いがございます  
～従業員の方が健康で、より長く働けるために～

- 1 「要治療」・「要精密検査」判定の従業員の方へ受診を勧めることや、受診しやすい職場の環境づくりにご配慮をお願いします。



- 2 協会けんぽの保健師から受診勧奨対象者様へ事業所を通じてお電話させていただくことがございます。お電話の取次のご協力をお願いいたします。



# 第三者の行為による負傷で、健康保険で治療を受けたときには 「第三者行為による傷病届」をご提出下さい

事故にあった際の対応をフローチャートでご確認ください

ケガをしたのは、工作中または通勤途中ですか？

いいえ

はい

労災保険の対象になるかどうか等、詳細は管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。

工作中(業務災害)や  
通勤途中の事故が原因の場合は、原則、  
**健康保険証は、使用できません！**

ケガの原因は、交通事故やけんかなど第三者が絡むものですか？

相手がいる交通事故  
(過失割合にかかわらず)

車に  
同乗中の事故

暴力行為

他人が飼っている  
ペットによる被害



いいえ

はい

健康保険証を  
ご使用いただけます。

健康保険証をご使用いただけますが、協会けんぽへ  
「第三者行為による傷病届」の提出が必要になります。

## 示談は慎重に！

治療が終了する前に示談が成立すると、それ以降、健康保険証が使用できなくなる可能性があります。示談する前に、必ず協会けんぽへご連絡ください。

## なぜ「第三者行為による傷病届」が必要なの？

第三者の行為によるケガで健康保険証を使用したとき、本来、相手方(加害者)が支払うべき治療費を協会けんぽ(健康保険)が一時的に立て替えて支払います。その立て替えた費用を協会けんぽ(健康保険)が相手方(加害者)に請求するために、「第三者行為による傷病届」の提出が必要になります。

お問い合わせ先

096-240-1030 音声案内③

※「健康保険証」は、マイナ保険証を含みます。



全国健康保険協会 熊本支部  
協会けんぽ

〒860-8502

熊本市中央区辛島町5-1 日本生命熊本ビル10階

ホームページ

検索

協会けんぽ熊本支部の  
メルマガを登録しませんか？

右のコードから登録ページに  
アクセスできます。登録は無料です。



- ☐ 各申請書がホームページからダウンロードできます。
- ☐ すべての申請書は、郵送で提出できます。

※内容については令和6年8月末時点での情報であり、制度改正等で変更になる場合がございます。